

# 犯

五年  
回数 5  
筆順 ノ オ ヌ 犵 犵  
オ ハン  
三 おかす

成り立ち



犵 ↓ 犯 ↓ 犯 ↓ 犯 ↓ 犯

「犬」の形を表した「犵」と、「人」の形を表した「ノ」を組み合わせて作った字です。

「犬」が「人」におそいかかる」ことを表した字で「犬が人を「おかす」」ことです。「おかす」という意味に使われます。**【例】** 侵犯。

特に「罪を「おかす」という意味に使われます。**【例】** 犯罪、犯人、犯行、防犯。

使い方

▽近ごろの犯罪は凶悪なものが増えました。悲しいことです。世の中から犯罪をなくすことはむずかしいことでしょうが、できるかぎり平和な住みよい世の中であってほしいものです。

▽ぼくの自転車がぬすまれました。犯人がぼくの自転車を乗りまわしていると思うと、腹が立ちます。かぎをちゃんとかけておいたのに、ぬすまれてしまったのです。良い防犯の方法はないのでしょうか。

熟語例

▽侵犯(犯すこと。とくに、よその国の領土や権利を犯すことを言います。「領空を侵犯した飛行機が、げきつされた」などというふうに、つかいます。)

▽犯罪(罪を犯すこと。また、犯した罪のこと。)

▽犯人(罪を犯した人)

▽犯行(犯罪となる行為。「この事件は、少年の犯行のよう」に思われる」などというふうに、つかいます。)

▽防犯(犯罪を防止すること。「わたしの住んでいる町では、町ぐるみ、青少年の防犯活動に力を注いでいる」などというふうに、つかいます。)

# 判

五年  
回数 7  
筆順 ノ ニ 半 判  
オ ハン・バン  
三

成り立ち



半 ↓ 判 ↓ 判 ↓ 判 ↓ 判

「半分」の意味の「半(半判)」と、「刀(切る)」の意味の「判」とを組み合わせて作った字です。

「半分に切り分ける」「わりふ」を表した字です。

昔は、重大な約束は、文書を二つに切り分け、それぞれがいに所持し、後日の証拠としました。これを「わりふ」と言います。

後に、「印形」が作られ、これが「わりふ」に代わりました。それで、「印形」を「印判」または「判子」と言うようになりました。

また、「わりふ」により、物事が「はっきり」しますの「はつきりさせる」「見分ける」という意味に使います。**【例】** 判明、裁判、判定、判断、判別、判別、批判。

使い方

▽いなかのおばあちゃんの所から、ながとどきました。配達人が、「判子をおねがいます」と言うので、印判を持って行きました。おばあちゃんのなしは、とてもおいしいので、家中で喜びました。

▽ぼくのおにいさんは、山登りが好きで、よく高い山にも登ります。山では、危険が多いので、どう登るか判断するのが大切なのだそうです。

熟語例

▽判明(はっきりと判ること。「それは事実だと判明した」などというふうに、つかいます。)

▽裁判(法律にもとづいて裁くこと。「裁判官の公正な裁判により、事件は結着した」などと、つかいます。)

▽判定(見分けて決めること。「どちらが勝ったか、写真で判定した」などというふうに、つかいます。)

▽判断(見分けて決断すること。)

▽判別(見分けて区別すること。「ひよこの雌雄を判別する」などというふうに、つかいます。)

▽批判(批評して判定すること。とくに、欠点を指摘して、けなすことを言います。)